

【平成26年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成26年12月17日 健康福祉委員長 河野 ゆかり

○「議案第144号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（健康福祉局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 再生医療等製品の販売業の許可の申請等に係る本市と神奈川県との関係について

今般の薬事法改正により、再生医療等製品が新たに定義され、再生医療等製品の販売業の許可については都道府県が行うこととなったが、神奈川県が事務処理の特例に関する条例を整備したことから、本市に権限が移譲されることとなった。

* 再生医療等製品の販売を行う業者について

再生医療等製品は高度管理医療機器に含まれることから、これまで本市から許可を受けて高度管理医療機器の販売をしていた業者を再生医療等製品の販売業者とみなすこととなった。本市においては3社が再生医療等製品の販売業者となっている。

《意見》

* 本議案のうち、再生医療等製品の販売業の許可の申請等に係る手数料を新設することについては問題ないが、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正については、建て替えとは無関係のマンションの除却や敷地の売却を推進するものであり、法律の性格そのものを変えてしまうことや、高齢者などがマンションから追い出されてしまうことになりかねず、居住者や住まいの安定よりも開発業者の利益が優先される懸念があることなどから、党として国会での議論の中でも反対しており、同法の改正に関連する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第157号 中部リハビリテーションセンター新築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設のエコ化及び緑化について

エコ化については、照明にLED及び高効率型蛍光灯を採用することや、トイレの照明スイッチに人感センサーを用いることなどにより、電力消費量を抑え、環境負荷の低減を図っている。緑化については、条例に基づいて協議を行い必要な緑化率を確保している。

* 施設の周辺を照らす照明の設置について

現在、仮囲いをしている敷地に街灯を設置しており、工事期間中にも設置を続ける予定となっている。また施設の完成後についても敷地内に街灯を設置する予定であり、敷地内及び周辺道路の防犯対策にも寄与できると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第161号 川崎市中心部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について

《意見》

* 本市が築き上げてきた専門性や施設利用者との信頼関係を継続すべきとの考えにより、平成26年第1回定例会において可決された川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定についても指定管理者制度を導入する内容であったことから反対の立場をとっており、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第166号 平成26年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第85号 理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正に関する請願」

《請願の要旨》

理容所及び美容所における衛生上必要な措置として、洗髪専用の設備を設けることを追加するため、理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部改正を要望するもの。

《理事者の説明要旨》

川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、基礎自治体への権限移譲として、従来神奈川県条例によって定められていた理容師法及び美容師法に基づく構造設備及び衛生措置の基準を川崎市の条例で定めることになったことから、平成24年12月に公布され、平成25年4月に施行となったものである。

平成26年3月末現在、市内には洗髪設備のある理容所が691施設、洗髪設備のない理容所が15施設あり、洗髪設備のない理容所としては、毛髪カットを実施する理容所のほか、顔そりの専門店がある。また、洗髪設備のある美容所は1,236施設、洗髪設備のない美容所は94施設であり、洗髪設備のない美容所としては、毛髪カットを実施する美容所のほか、まつ毛エクステンションなどまつ毛の施術を専門に行う施設や、まゆ毛カットなどまゆ毛の施術を専門に行う施設など、通常の毛髪カットを実施しない施設も含まれている。

平成24年の条例制定時に実施したパブリックコメントでは、感染症を未然に防止するため、洗髪設備を必ず設置するよう規定するべきとの意見があったが、感染症等の未然防止として、使用する器具類について客1人ごとの消毒と交換等が定められていること、国の示す衛生管理要領では、洗髪設備の設置又は洗髪行為を実施

することまでは規定されていないことなどから、本市条例においても、洗髪設備の設置を義務付けるまでの必要性はないと回答している。また、市内において、洗髪設備のない理容所及び美容所における衛生上のトラブル等も報告されていないことから、現時点においては、条例を改正し洗髪専用の洗い場の設置を義務付けるまでの必要は認められないと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 国の衛生管理要領における洗髪設備の取扱いについて

器具類の消毒等を行うための洗い場については、設置が義務付けられているが、洗髪を専用に行う設備については規定されていない。なお、要領に洗髪器についての記載がされている箇所があるが、これは洗髪器を設置した場合の衛生管理上の指針であり、洗髪や洗髪設備の設置を義務付けるものではない。

* 県及び横浜市の条例改正に係る他自治体との協議・調整等について

地方分権一括法が施行され、それぞれの自治体が条例を制定することになった際には県内の自治体と情報交換等を行ったが、県及び横浜市が条例改正した際には行っていない。地方分権一括法の本来の目的は、その地域の実情に応じた条例を作ることと理解しているため、条例の改正についても県の改正を踏襲するのではなく、自治体ごとに判断する必要があると考える。

* 洗髪設備の設置を義務付けた自治体が義務付けを行った経緯等について

多くの自治体においては、理容組合及び美容組合からの要望を契機として義務付けの条例改正を行ったと聞いている。なお、県及び横浜市における条例改正については、議員提案によって行われたと聞いている。

* 条例改正がされた場合の洗髪設備を設置していない既存施設の取扱いについて

多くの自治体においては、洗髪設備の設置に関する経過措置を設けており、大規模修繕等を行うまでの期間においては、既存の店舗には当該規定を適用しない扱いとしている。

* 洗髪設備の設置を義務付けた場合の出張理美容における取扱いについて

出張理美容は、例外的に理容所や美容所以外の場所で理容・美容行為を行うものであり、理容所や美容所ではないため、当該規定は適用されない。

* 行政による理容所・美容所への衛生管理に係る検査等について

新規の施設においては必要な設備等の確認検査を行い、基準に適合している場合には確認済証を交付している。また、既存の施設についても最低でも年に一度は衛生管理に係る検査等を行っている。

* 条例に違反した場合の罰則について

条例や施設基準に違反した場合には閉鎖命令を行えることが法律で規定されているが、実務的には、指導を継続的に行った上で是正がされない場合に初めて行うものであり、違反があったときに直ちに閉鎖命令を行うものではない。

《取り扱い》

- ・ 衛生上の観点から、理容師及び美容師が公衆衛生の保持を十分に果たせるようにするためには、洗髪設備の設置は必要であると考えられることから、本請願に賛成する。理容師法施行条例及び美容師法施行条例に洗髪設備についての規定を設

けるため、プロジェクトチームを立ち上げ、条例改正案を取りまとめ、今般議員提出議案の申入れを行ったところでもあり、本請願を採択すべきである。

- ・ 請願の願意については理解できるが、条例の改正に至る立法事実の裏付けが十分ではなく、より深く審議をする必要があると考えるため、本請願は継続審査とすべきである。

《 審査結果 》

賛成多数採択